

令和6年度障がい福祉サービス等報酬
改定等説明

基準改正の概要

2024年（令和6年）3月

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課
事業者指定・指導担当

○福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正

○施行期日 2024年（令和6年）4月1日

- ・福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・福山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・福山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 人員に関する基準

2 運営に関する基準

◆ 訪問系サービス及び障害児通所支援

管理者について、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務と兼務可とする

◆ 生活介護及び自立訓練（機能訓練）

人員配置基準の「理学療法士又は作業療法士」に加え、言語聴覚士を配置可とする

◆ 自立生活援助

併設する一般相談支援事業所に配置した相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる

サービス管理責任者が常勤専従である場合に配置基準を緩和する

◆ 計画相談支援・障害児相談支援

機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可とする。

1 人員に関する基準

2 運営に関する基準

意思決定支援の推進等

【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

地域移行を推進するための取組の推進

【施設入所支援】

福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(指定障害者支援施設等の一般原則)

第3条 (略)

2・3 (略)

令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象となる。

- 4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

支援の質の確保

【施設入所支援、共同生活援助】

令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化する。

【施設入所支援】

福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(地域との連携等)

- 第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※【共同生活援助】福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第198条の7、第201条の10

医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

【施設入所支援、共同生活援助】

【施設入所支援】

福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(協力医療機関等)

第51条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

※【共同生活援助】

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第200条の4

就労選択支援の創設

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

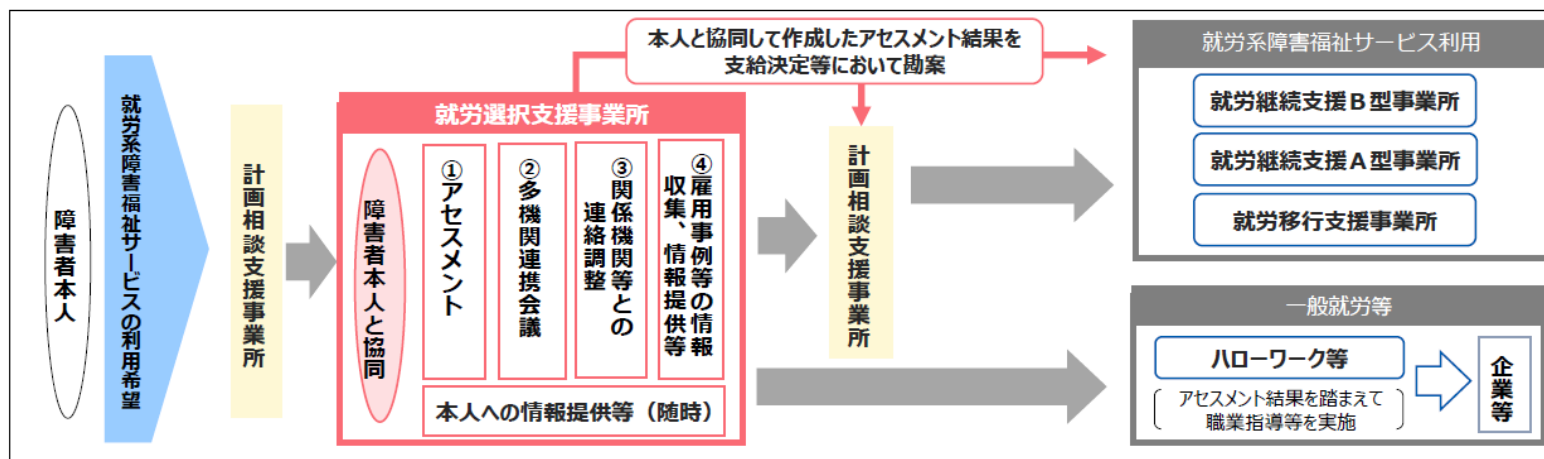
- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

こどもの最善の利益の保障

【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、(中略) 障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう 障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

第29条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

※【障害児相談支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】同様¹

インクルージョンに向けた取組の推進

【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、(中略) インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

※【障害児相談支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】同様

総合的な支援の推進

【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、(中略) 第27条第4項に規定する領域との関連性 (中略) を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

※ 【放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】 同様

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

| | | |
|----------------------|--|----------------------------|
| 利用児及び家族の 生活に対する意向 | | |
| 総合的な支援の方針 | | |
| 長期目標 (内容・期間等) | | 支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間) |
| 短期目標 (内容・期間等) | | |

○支援目標及び具体的な支援内容等

| 項目 | 支援目標 (具体的な到達目標) | 支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等) | 達成 時期 | 担当者 提供機関 | 留意事項 (本人の役割を含む) | 優先 順位 |
|----|--------------------|---------------------------------------|----------|-------------|--------------------|----------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※5領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

個別支援計画別表

参考様式

| | |
|-------|--|
| 利用児氏名 | |
|-------|--|

作成日 年 月 日

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝日 |
|--|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 提供時間 | 利用開始・終了時間 ～ | 利用開始・終了時間 ～ | 利用開始・終了時間 ～ | 利用開始・終了時間 ～ | 利用開始・終了時間 ～ | 利用開始・終了時間 ～ | 利用開始・終了時間 ～ |
| | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 |
| 延長支援時間 <small>※延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上含む</small> | 【支援前】延長支援時間 ～ | 【支援前】延長支援時間 ～ | 【支援前】延長支援時間 ～ | 【支援前】延長支援時間 ～ | 【支援前】延長支援時間 ～ | 【支援前】延長支援時間 ～ | 【支援前】延長支援時間 ～ |
| | 【支援後】延長支援時間 ～ | 【支援後】延長支援時間 ～ | 【支援後】延長支援時間 ～ | 【支援後】延長支援時間 ～ | 【支援後】延長支援時間 ～ | 【支援後】延長支援時間 ～ | 【支援後】延長支援時間 ～ |
| | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 | 0時00分 |
| 延長を必要とする理由 | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | |

効果的な支援の確保・促進

【保育所等訪問支援】

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(準用)

第102条

(略) 第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、(略)

事業所の支援プログラムの作成・公表

【児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援】

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

令和6年度から努力義務化し、令和7年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象となる。

※ 【放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】 同様

自己評価・保護者評価の充実

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※【放課後等デイサービス】同様

令和6年度から努力義務化し、令和7年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象となる。

(準用)

【保育所等訪問支援】

第102条

(略) 第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、(略)

児童発達支援における類型の一元化

児童発達支援センターの一元化

別紙 7

一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準について

◎改正後（一元化後）の基準（令和6年4月以降～）

| | 児童発達支援センター | | | |
|------|---|--|---|---|
| | 児童発達支援 | | 治療を行う場合 | |
| 人員基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○嘱託医・・・1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者) ○児童指導員及び保育士 4:1以上 ・児童指導員・・・1以上 ・保育士・・・1以上 (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること) | <ul style="list-style-type: none"> ○栄養士・・・1以上 (障害児の数が40人以下の場合には置かないことができる) ○調理員・・・1以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く | <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援管理責任者・・・1以上 ○看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可 | <ul style="list-style-type: none"> 左記の人員に加え、 ○診療所に必要とされる従業者 ・・・医療法に規定する必要数 |
| 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○医務室 ○発達支援室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 ○遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 | <ul style="list-style-type: none"> ○屋外遊技場 ○相談室 ○調理室 ○便所 | <ul style="list-style-type: none"> ○静養室 ○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること | <ul style="list-style-type: none"> 左記の基準に加え(※)、 ○医療法に規定する診療所に必要とされる設備 (※) 医務室については除く。 |

◎経過措置

旧医療型児童発達支援センター及び旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員・設備について、令和8年度末までの間（設備基準は当分の間）、改正前の基準によることができる。

<参考> 改正前の基準

| | 福祉型 | | | 医療型 |
|------|--|--|--|---|
| | 障害児 | 難聴児 | 重症心身障害児 | |
| 人員基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○嘱託医・・・1以上（神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者） ○児童指導員及び保育士 4:1以上 ・児童指導員・・・1以上 ・保育士・・・1以上 (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること) ○栄養士・・・1以上（障害児の数が40人以下の場合には置かないことができる） ○調理員・・・1以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く ○児童発達支援管理責任者・・・1以上 ○看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可 | <ul style="list-style-type: none"> ○嘱託医・・・1以上（眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者） ○児童指導員及び保育士 4:1以上 ・児童指導員・・・1以上 ・保育士・・・1以上 ○栄養士・・・1以上（障害児の数が40人以下の場合には置かないことができる） ○調理員・・・1以上（全部委託の場合は置かないことも可） ○機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合に置く） ○看護職員（医療的ケアを行う場合に置く） ○児童発達支援管理責任者・・・1以上 ○管理者（支障がない場合は他の職務との兼務可） <p>上記の人員に加え、言語聴覚士を指定発達支援の単位ごとに4人以上配置</p> <p>※ 言語聴覚士、機能訓練担当職員、看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○嘱託医・・・1以上 (内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療診療科とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者) ○児童指導員及び保育士 4:1以上 ・児童指導員・・・1以上 ・保育士・・・1以上 ○栄養士・・・1以上（障害児の数が40人以下の場合には置かないことができる） ○調理員・・・1以上（全部委託の場合は置かないことも可） ○機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合に置く） ○看護職員（医療的ケアを行う場合に置く） ○児童発達支援管理責任者・・・1以上 ○管理者（支障がない場合は他の職務との兼務可） <p>上記の人員に加え、看護職員、機能訓練担当職員を各々1人以上配置</p> <p>※ 機能訓練担当職員、看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○診療所に必要とされる従業者 ・・・医療法に規定する必要数 ○児童指導員・・・1以上 ○保育士・・・1以上 ○看護職員・・・1以上 ○理学療法士又は作業療法士 ・・・1以上 ○機能訓練担当職員・・・必要数 (言語訓練等を行う場合) ○児童発達支援管理責任者 1人以上 ○管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可) |
| 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○医務室 ○指導訓練室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 ○遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 ○屋外遊技場 ○相談室 ○調理室 ○便所 | <ul style="list-style-type: none"> ○医務室 ○指導訓練室 ○調理室 ○遊戯室 ○屋外遊技場 ○静養室（主として知的障害児が通所） ○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること | <ul style="list-style-type: none"> ○相談室 ○調理室 ○便所 ○屋外遊技場 ○聴力検査室（主として聴覚障害児が通所） ○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること | <ul style="list-style-type: none"> ○診療法に規定する診療所に必要とされる設備 ○浴室及び便所には手すり等身体の機能の非自由を助ける設備 ○階段の傾斜は緩やかにする ○指導訓練室 ○相談室 ○屋外訓練場 ○調理室 |

関係法令等

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）
- ⑤児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ⑥児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）